

10

昭和55年10月1日

第161号

編集と発行

鹿児島市広報課

鹿児島市山下町11番1号 〒892

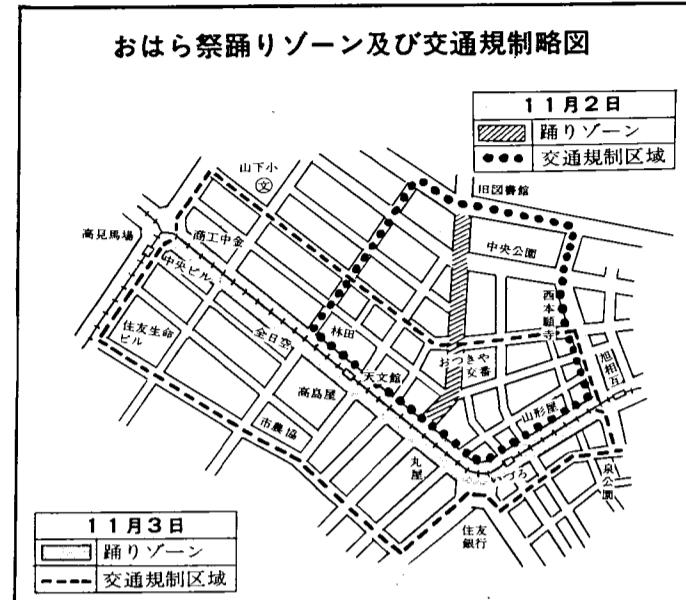
市役所のでんわ ② 1111

かごしま 市民ひろば

市の人口(推計)

(55.9.1)	(前年同月比)
人口総数 500,714人	(+ 6,929人)
男 237,615人	(+ 3,373人)
女 263,099人	(+ 3,556人)
世帯数 165,001世帯	(+ 2,878世帯)

おはら祭踊りゾーン及び交通規制略図



本祭り(三日)
一万人都超える踊り手が繰り出でての本祭りは、朝日通りから高見馬場にかけての電車通り約九百灯を踊りゾーンとして、八列縦隊で左回りに踊ります。

踊りの時間は午前の部が十時三十分から十二時三十分まで、午後部が二時から四時までです。

十分から二時三十分まで、午後も昼休み時間を利用して音楽パレード、仮装行列などのアトラクションが行われます。踊りの後は、そのまま五時三十分まで踊りゾーンが歩行者天国となり、三か所の催し場では、歌謡ショーやなつかしい郷土芸能の紹介、チャリティーオークションなど多彩な催しが計画されています。

地域祭り

◎日程 10月9日・14日・27日
は中央公民館で、10月16日は谷山市民会館で、時間はいずれも午後二時から四時まで
くわしくは市商工振興課内おはら祭振興会事務局(②470)へおたずねください。

○ 気軽にご参加ください。
振付講習会

ほとんど全国のどこへでも電話が通じるようになつた昨今、はがきや手紙を貰うこと少くなりましたが、文字で表現することについてことば以上の感情を伝えるという大きな効用もあるようです。日本中至るところわざか二十円ですむはがきに託して、人間の心とをあたたかくつなぎたいものです。

第三十回
五十万都市誕生記念

11月2日～3日



鹿児島の秋のフィナーレを飾るカニバル“おはら祭”が、十一月一日、三日の両日にわたって開かれます。市制六十周年を記念して昭和二十一年に始まつたこの祭りも今年で三十回目(台風で一回中止)。今年は五十万都市誕生を記念するとあって趣向をこらした楽しい仮装行列が初登場するほか、郷土出身のタレント西郷輝彦さんも応援にかけつけてくれる予定で、昨年以上に参加連の多い盛大な祭りとなりそうです。

また、初めての試みとして谷山地区では、地域祭りも開かれます。今年も市民総出で、楽しい祭りとして盛りあげていきたいものです。

千個のチョウチンや花火がふんいきを盛りあげる夜祭りは、照国通りの丸屋前から旧図書館までの約四百三十戸が踊りゾーンとなり、四列縦隊で左回りに踊ります。踊りの時間は、午後六時から七時五十分まで、音楽パレードも行われます。

夜祭り(二日)



交通規制

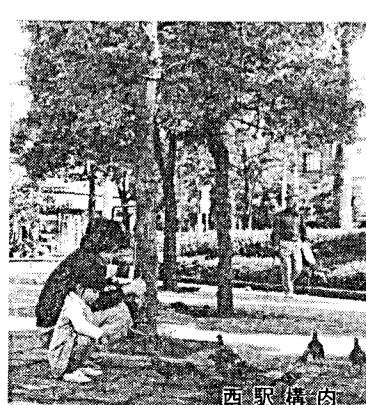
二日は、午後五時三十分から八時まで、三日は、午前十時から午後五時三十分まで、上図のとおり交通規制がしかれます。

このため、付近の道路は大変な混雑が予想されます。車による通行はなるべく避けていただけようご協力を願います。

【交通機関】二日は平常通りですが、三日は、高見馬場→朝日通り間を運行している路線バスがすべて午前十時から午後五時三十分まで迂回運行します。

また、電車も鹿駅方面と清水町方面行きの上下線がこの間運行しません。なお、高見馬場と伊敷・谷山・西駅を結ぶ各線について臨時運行をします。

一枚のはがき
山之口 安秀



私が永年ご交際をいただいている県外の方に、心づかいのまことに良く行き届いた方があります。一例を申しますと、私のところをお訪ねくださつたので、心ばかりのおもてなしをいたただけですのに、帰られると早速丁重なはがきのお礼状が届きます。ささやかな季節の味などを贈りますと、折り返し心のこもつたはがきをくださいます。

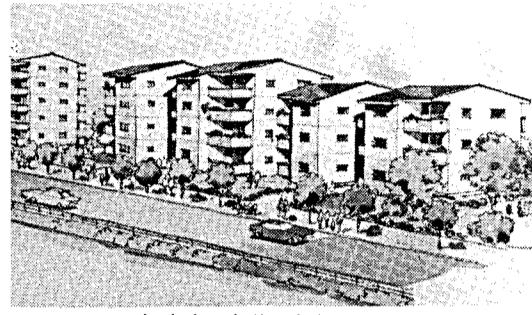
何でもないようなことです。が、これだけのことがなかなか出来兼ねます。そのうちにと思つている間に時期を逸したり、手紙でと考つていてそのためにかえつて延び延びになり、つい礼を失ることが多いものです。

みどり散歩みち

西駅構内

(どうぞおきましよう。)

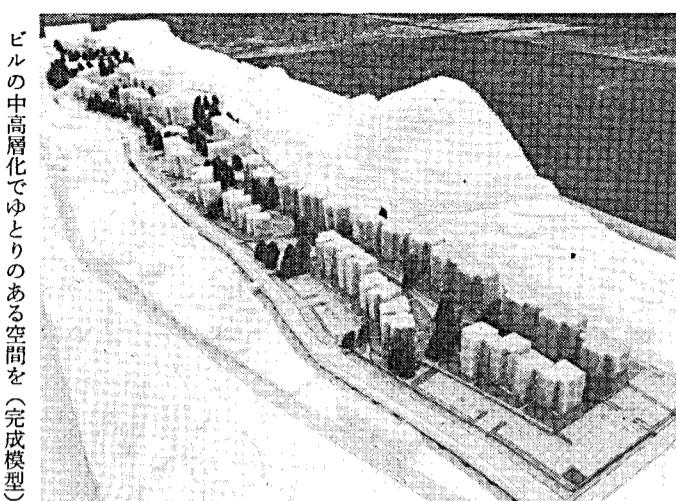
市営住宅の数は、現在約七千七百戸——市では、このうち、日当平、紫原、三和、宇宿などにある老朽化した市営住宅（約一千五百戸）の建て替えを計画しています。これらの住宅は、いずれも戦後間もないころに建てられた木造あるいは簡易耐火構造の建物で建設後三十年近くもたつていています。その上、質より量が優先したころの住宅だけに、部屋が狭く、トイレや台所の設備も悪いなど、居住環境は決して良いとはいえません。また一方で市では、五十四年度から、これらは住宅団地の入居者の方々と話し合いを行い、建て替えの準備を進めてきていますが、このほど、住民アンケート調査で



切妻式の市営住宅完成予想図

市営住宅の数は、現在約七千七百戸——市では、このうち、日当平、紫原、三和、宇宿などにある老朽化した市営住宅（約一千五百戸）の建て替えを計画しています。

市営住宅の数は、現在約七千七百戸——市では、このうち、日当平、紫原、三和、宇宿などにある老朽化した市営住宅（約一千五百戸）の建て替えを計画しています。日当平団地は、玉里団地の西側、山崎川沿いにのびる東西約八百戸の細長い住宅団地です。現在の三百七十三戸から五百戸



老朽市営住宅の建て替え 基本計画案決まる

生まれ変わる日当平住宅

に増える予定です。戸数の上で

は、わずか一・三倍増にとどまっていますが、一戸当たりの広さでは、現在の倍以上の七十五平方㍍程度（3DK）になる予定で容積率は三倍になります。屋根は初めての試みとして日本古来の切り妻方式を取り入れ変化をもたらしています。また、新たにショッピングセンターや運動公園が設けられるほか、団地内の道路は車をシャットアウト。

代りに団地の外周道路沿いに七か所の駐車場（三百五十台収容）を設ける計画です。

市では、この計画案を早速入居者の方々に提示して、建て替えについての話し合いを現在も進めていますが、今年度中に合意が得られれば、五十六年度から五ヵ年計画で実施に移すことにしています。

基本計画案について同意が得られ、早く、アンケート調査から始めるとしており、その他対象住宅団地についても、今後話し合いが成立したところから順次建て替え事業に取りかかる計画です。

市電・市営バスの通勤定期券
の発売方法が、このほど大幅に改められ、購入手続きが簡単になり、お求めやすくなりました。

「勤務先の証明書不要」
これまで、通勤定期券を購入する際は、事業所に通勤する者であることの証明書が必要でした。これからは不要となり、通勤者以外の人でも、通勤定期券が買えるようになりました。

「希望の区間を指定」
これまで、区間も居住地から事業所までと限られていましたが、今回改正により、自分の希望する区間が自由に指定できるようになりました。

「定期券発売所」

①交通局販売窓口、市役所前営

通勤定期乗車券

市営バス

新乗車券 発売中



◎特殊区間内フリー定期乗車券（持参人式）

特殊区間内（1区、2区、3区）は全系統のバスにどこからでも、何回でも自由に乗車でき、しかも無記名のため、どなたでも使用でき、大変便利です。

◎昼間（買物）回数乗車券

利用時間が午前10時から午後3時までと限られているかわりに、普通乗車券より1回乗車分多くつづってありますので、お買得です。

②西駅前営業所、谷山電停操車室（発売期間が毎月二十五日から月末までに限られます）
なお、現在お持ちの定期券の区間を変更する場合は、台紙書き換えの手数料（五十円）が必要です。
くわしくは交通局（57-211-1）へおたずねください。

**身障者の民間バス
利用方法が便利に**

からだの不自由な方々に対する民営バス運賃割引についてはこれまで、福祉事務所発行の運賃割引証により割引されていますが、十月一日から身体障害者手帳の提示で運賃割引がされることになりました。

また、介護人の割引について

は、第一種の人の介護に限り、

この新しい制度を利用すると

自宅が新上橋近く、職場が天文館である人でも、伊敷町・清水町間内のいずれの区間の電車定期券でも購入できますから、病院通院中の病院やけいこ事の先が自宅と反対の春日町にあつたとしても通勤定期券が使えることになり大変便利です。

（定期券発売所）

①交通局販売窓口、市役所前営

山分室（67-211-2）

（問合せ先）市社会福祉課（24-111-1）

一一一内線三六四） 福祉谷

山分室（67-211-2）

（回数券）

○新設の百十円券、百四十円券

などご利用ください。また百円券などをお持ちの方は新料金との差額を追加してご使用ください。

（問合せ先）

市交通局企画営業課（57-211-1）

市営バス

九月から料金を改定

特殊区間1区が110円に

市電・市営バスの乗車料金が九月から変わりました。

市電・市バスの料金の改定に

ついては、運輸省に申請中でし

たが、先頃、バス料金の改定に

ついて認可があり、九月四日か

ら新料金で実施しています。

料金の改定内容は、つぎのと

おりです。

（普通料金）

円を百十円に

○二区百六十円を百四十円に

○特殊区間については、一区百

円を百十円に

金より十円から四十円の幅でア

ップしています。

○ただし特殊区間の料金は、來

年七月までの暫定料金で、來年

八月一日からは一区百二十円、

二区百五十円、三区百八十円と

なります。なお対キロ区間に

おいても一部変更があります。

※特殊区間とは、おおむね、伊

敷町、田上寺之下、原良団地、

脇田、実方入口、警察学校前な

どを内で結んだ地域内の区間を

いいます。

▼市役所・伊敷団地間が百五十

主な路線についてみますと、

市役所・伊敷団地間が百五十

点からも建て替えの必要性に迫

られています。

市では、五十四年度から、こ

れらの住宅団地の入居者の方々

と話し合いを行い、建て替えの

準備を進めてきていますが、こ

のほど、住民アンケート調査で

自転車はカギと名前がよい見張り

全国防犯運動 10月11日～20日

- 許すな暴力団・暴力団の事は専用電話 23400へ
- 主な出入り口は、ワンドア・ツーロックにしましょう。
- 自転車にはいつもカギをかけて、路上に放置しない。
- 車体にペンキなどで、住所、氏名を記入しましょう。
- 盗難にあったら、すぐに近くの派出所か警察署に通報を

中央警察署 23-9111 西警察署 22-2811 南警察署 22-2131



秋の木市

10月15日～11月16日 市民広場で

楽しい催しがいっぱいです。お出かけのついでにどうぞ。

催し物

- 園芸講習会 (11/1)
- 花の種子、球根の配布 (11/1)
- みどりと花の相談所 (11/1～11/16)
- 生けがきコンクール写真展 (11/1～11/16)
- 樹木の名あて大会 (11/2)

問合せ先 市農林課 24-9141



吉野町西菖蒲谷町内会の巻



まちの かわら版 その3

伝統行事を 受け継ぐ青年団

小気味よく打
ちあう棒の音——
吉野町西菖蒲
谷町内会（五百
世帯）福森道雄
会長）では、長
年にわたり、伝
統芸能・棒踊り
を保存し続けて
います。その中
心をなしている
のが青年団（現
団員約四十人うち半数が女性）
若者たちです。
練習はみんな真剣そのもの
練習はみんな真剣そのもの

このところは、十月五日の市
民芸能祭にむけて、毎晩十時
頃まで、近くの西菖蒲谷公民
館で猛練習中です。
とかく地域活動に無関心とい
われる若者たちの中には、
いわれて西菖蒲谷青年団のみなさ
んは、チームワークも抜群
で、この棒踊りの伝承や、運
動会など町内会の行事への参
加を通じて、町内会活動の一
役を担って活躍しています。
話題提供は、吉野町の仮屋
守さん（二二）でした。

（答）この法律は、先の「同和
対策審議会答申」を受けて、憲
法に保障されている基本的人権
尊重の理念にのつとり、昭和四
十四年七月十日に公布施行され
ました。

この法律の目的は、歴史的、
社会的理由によつて生活環境などの安定向上
が阻害されている地域（対象地
域）では、経済力の培養や住民
の生活の安定、福祉の向上など
に寄与するために、国や地方公
共団体が特別の措置を講じて、
対策事業を行うということです。

恐ろしいガス爆発に注意を

- ガス器具のせんおよび元せんは使用後、特に外出時、就寝時には確実に閉めましょう。
- ガス器具は着火をよく確認し、使用中は不完全燃焼や換気に十分注意しましょう。
- ガスもれ警報器をつけましょう。
- 定期的に点検しましょう。
- 近隣のガスもれに気づいたら、すぐに119番に通報しましょう。

問合せ先
市消防局②5811

納期内納入に協力を

国保税の税額決まる

所得割額は年税率6%に

お届けします。
【増大する医療費】

昭和五十五年度の国民健康保
険税の年税率（額）が次のとおり
決まりました。

○所得割額……年税率六%
○人頭割額……九千八百円
○世帯割額……一万二千四百円
○課税限度額……二十四万円

確定しました。税額の納税通知
書は、保険委員（納付組合長）
などを通じて、今月中頃までに
被保険者のみなさまのお手元に

市としても、その運営にあた
つては、最大限の努力をはらつ
てまいります。被保険者のみな
さんも、国民健康保険事業がみ
度であることをよくご理解いた
だき、国民健康保険税は納期内
に納入くださるようご協力くだ
さい。

○問合せ先
市国民健康保険課（②一一一
一）または各支所の国民健康保
険係へ

市としても、その運営にあた
つては、最大限の努力をはらつ
てまいります。被保険者のみな
さんも、国民健康保険事業がみ
度であることをよくご理解いた
だき、国民健康保険税は納期内
に納入くださるようご協力くだ
さい。

【納期内に納入を】
国民健康保険事業の運営は、
医療費の支払いができなければ
ば、まったく成り立つ行かな
くなります。

市としても、その運営にあた
つては、最大限の努力をはらつ
てまいります。被保険者のみな
さんも、国民健康保険事業がみ
度であることをよくご理解いた
だき、国民健康保険税は納期内
に納入くださるようご協力くだ
さい。



ルールを守っていますか

|| 家庭ごみの出し方 ||

ごみの出し方についてふれて
みましょう。

△必ず守ってほしいこと

▽普通（可燃）ごみ、危険物（不
燃）ごみ、資源ごみの分別を徹
底し、資源ごみは町内会などで
まとめて廃品回収に出す。

▽ごみを出す時は、決められた
場所（ごみステーション）に、收
集日の朝八時頃までに出す。收
集日以外の日や夜間に出す人が
あつたらお互いに注意し合う。

△普通（可燃）ごみの出し方

▽台所のごみは、よく水切りを
し、吸湿性のある新聞紙などに
包んでポリ袋に入れて出す。

▽木の枝や竹などは、四十セン
チ以内に短く切ってたばね、
枯草などはひもで十文字にくく
り、なるべく週の後半に出す。

▽紙くずなどは、安全などに注
意して、なるべく焼却し、その
灰は『危険物』として出す。



やさしさを隣人に 共同募金（10月1日～12月31日）

ことしも10月1日から年末にかけ
『赤い羽根』共同募金が始まりました。
この運動は恵まれない人々の福祉の
充実に役立っています。市民のみな
さんの善意とご協力をお願いします。
〔問合せ先〕祇園之洲センター内県
共同募金会鹿児島市支会（⑧1200）

△危険物の出し方

▽割れたびんやガラス、陶器類、
発泡スチロールはかさばらない
ように丈夫な袋に入れて出す。
▽練炭灰や焼却灰は、火氣に注
意して丈夫な袋に入れて出す。
▽空き缶などは、あらかじめ
押しつぶしてまとめて出す。
▽降灰は、別途に指定された場

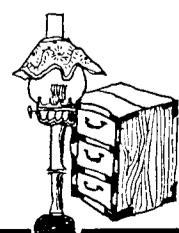
△市が収集しないもの

○劇薬類、ガスボンベ、古タイ
ヤ、古たたみ、増改築工事でい
らなくなった廃材、せん定後の
木の枝などは、それぞの専門
業者に処理までたのむ。
○引っ越しごみなどは、自分で
運ぶか、市の許可業者（八月号
参照のこと）に依頼する。

ご存じですか！ テレフォンバザー制度

あなたの家に、不用になつたり、まだ十分使える日常生活用
品（家庭電化製品、自転車、ミシン、家具……など）が眠つ
ていませんか。それらの品を求めている人はたくさんいます。
市民生活課では、「ゆずりたい品」、「求めたい品」をそれ
ぞ電話で受け付け登録して、その情報を提供しています。資源
の節約、不用品再活用のため、ぜひご利用ください。

問合せ先 市民生活課消費生活係 ②1111 内線 395



試験日 11月9日(日) 市職員の募集

職種 一般事務(初級職)・建築(上級職)
農業(上級職)・電気(初級職)
機械(初級職)・土木(初級職)
保健婦・助産婦・臨床検査技師
作業員・調理員

受付締切り 10月15日(水)午後5時まで
受験資格等の問合せ
受験申込書の請求先
〒892 山下町11番1号 (24)1111
鹿児島市役所人事課(本館2階)

消防吏員の募集 試験日 11月24日(月)

受付期間 10月15日から
10月29日午後5時まで
受験資格等の問合せ
受験申込書の請求先
〒892山下町10番30号 (26)5811
鹿児島市消防局総務課

御池

ハイキングのつどい

とき 11月9日(日)
とこころ 霧島国立公園(東霧島)御池
集合場所 鹿児島市勤労青少年ホーム
時間 8時45分(時間厳守)
参加対象 市内の事業所に働く25歳以下の青少年ならどなたでも
定員 100名(定員になり次第終了)
申込方法 参加料700円を添えてホームへ
問合せ先 市勤労青少年ホーム(50)5771

霧島山系最大の火口湖である御池(周囲4km・深さ103m)の周辺は、野鳥の森や湖畔に沿った遊歩道と自然がいっぱい。大自然のなかで仲間づくりを!!

青年海外派遣研修 募集

1 派遣青年の条件
現在青少年団体や青年教養セミナーなどのリーダーとして活動することができる人
2 派遣されたことのない人
未満のうちに海外派遣事業に参加したことがない人
3 参加料
過去に海外派遣事業に参加したことがある人
4 研修にかかる費用
研修に要する旅費・宿泊費など市が補助。観光などに要する費用は自己負担
5 問合せ先
〒892山下町11番1号 (24)1111
(22)委員会婦人青少年年
6 15
7 15
8 15
9 15
10 15
11 15
12 15
13 15
14 15
15 15
16 15
17 15
18 15
19 15
20 15
21 15
22 15
23 15
24 15
25 15
26 15
27 15
28 15
29 15
30 15
31 15
32 15
33 15
34 15
35 15
36 15
37 15
38 15
39 15
40 15
41 15
42 15
43 15
44 15
45 15
46 15
47 15
48 15
49 15
50 15
51 15
52 15
53 15
54 15
55 15
56 15
57 15
58 15
59 15
60 15
61 15
62 15
63 15
64 15
65 15
66 15
67 15
68 15
69 15
70 15
71 15
72 15
73 15
74 15
75 15
76 15
77 15
78 15
79 15
80 15
81 15
82 15
83 15
84 15
85 15
86 15
87 15
88 15
89 15
90 15
91 15
92 15
93 15
94 15
95 15
96 15
97 15
98 15
99 15
100 15
101 15
102 15
103 15
104 15
105 15
106 15
107 15
108 15
109 15
110 15
111 15
112 15
113 15
114 15
115 15
116 15
117 15
118 15
119 15
120 15
121 15
122 15
123 15
124 15
125 15
126 15
127 15
128 15
129 15
130 15
131 15
132 15
133 15
134 15
135 15
136 15
137 15
138 15
139 15
140 15
141 15
142 15
143 15
144 15
145 15
146 15
147 15
148 15
149 15
150 15
151 15
152 15
153 15
154 15
155 15
156 15
157 15
158 15
159 15
160 15
161 15
162 15
163 15
164 15
165 15
166 15
167 15
168 15
169 15
170 15
171 15
172 15
173 15
174 15
175 15
176 15
177 15
178 15
179 15
180 15
181 15
182 15
183 15
184 15
185 15
186 15
187 15
188 15
189 15
190 15
191 15
192 15
193 15
194 15
195 15
196 15
197 15
198 15
199 15
200 15
201 15
202 15
203 15
204 15
205 15
206 15
207 15
208 15
209 15
210 15
211 15
212 15
213 15
214 15
215 15
216 15
217 15
218 15
219 15
220 15
221 15
222 15
223 15
224 15
225 15
226 15
227 15
228 15
229 15
230 15
231 15
232 15
233 15
234 15
235 15
236 15
237 15
238 15
239 15
240 15
241 15
242 15
243 15
244 15
245 15
246 15
247 15
248 15
249 15
250 15
251 15
252 15
253 15
254 15
255 15
256 15
257 15
258 15
259 15
260 15
261 15
262 15
263 15
264 15
265 15
266 15
267 15
268 15
269 15
270 15
271 15
272 15
273 15
274 15
275 15
276 15
277 15
278 15
279 15
280 15
281 15
282 15
283 15
284 15
285 15
286 15
287 15
288 15
289 15
290 15
291 15
292 15
293 15
294 15
295 15
296 15
297 15
298 15
299 15
300 15
301 15
302 15
303 15
304 15
305 15
306 15
307 15
308 15
309 15
310 15
311 15
312 15
313 15
314 15
315 15
316 15
317 15
318 15
319 15
320 15
321 15
322 15
323 15
324 15
325 15
326 15
327 15
328 15
329 15
330 15
331 15
332 15
333 15
334 15
335 15
336 15
337 15
338 15
339 15
340 15
341 15
342 15
343 15
344 15
345 15
346 15
347 15
348 15
349 15
350 15
351 15
352 15
353 15
354 15
355 15
356 15
357 15
358 15
359 15
360 15
361 15
362 15
363 15
364 15
365 15
366 15
367 15
368 15
369 15
370 15
371 15
372 15
373 15
374 15
375 15
376 15
377 15
378 15
379 15
380 15
381 15
382 15
383 15
384 15
385 15
386 15
387 15
388 15
389 15
390 15
391 15
392 15
393 15
394 15
395 15
396 15
397 15
398 15
399 15
400 15
401 15
402 15
403 15
404 15
405 15
406 15
407 15
408 15
409 15
410 15
411 15
412 15
413 15
414 15
415 15
416 15
417 15
418 15
419 15
420 15
421 15
422 15
423 15
424 15
425 15
426 15
427 15
428 15
429 15
430 15
431 15
432 15
433 15
434 15
435 15
436 15
437 15
438 15
439 15
440 15
441 15
442 15
443 15
444 15
445 15
446 15
447 15
448 15
449 15
450 15
451 15
452 15
453 15
454 15
455 15
456 15
457 15
458 15
459 15
460 15
461 15
462 15
463 15
464 15
465 15
466 15
467 15
468 15
469 15
470 15
471 15
472 15
473 15
474 15
475 15
476 15
477 15
478 15
479 15
480 15
481 15
482 15
483 15
484 15
485 15
486 15
487 15
488 15
489 15
490 15
491 15
492 15
493 15
494 15
495 15
496 15
497 15
498 15
499 15
500 15
501 15
502 15
503 15
504 15
505 15
506 15
507 15
508 15
509 15
510 15
511 15
512 15
513 15
514 15
515 15
516 15
517 15
518 15
519 15
520 15
521 15
522 15
523 15
524 15
525 15
526 15
527 15
528 15
529 15
530 15
531 15
532 15
533 15
534 15
535 15
536 15
537 15
538 15
539 15
540 15
541 15
542 15
543 15
544 15
545 15
546 15
547 15
548 15
549 15
550 15
551 15
552 15
553 15
554 15
555 15
556 15
557 15
558 15
559 15
560 15
561 15
562 15
563 15
564 15
565 15
566 15
567 15
568 15
569 15
570 15
571 15
572 15
573 15
574 15
575 15
576 15
577 15
578 15
579 15
580 15
581 15
582 15
583 15
584 15
585 15
586 15
587 15
588 15
589 15
590 15
591 15
592 15
593 15
594 15
595 15
596 15
597 15
598 15
599 15
600 15
601 15
602 15
603 15
604 15
605 15
606 15
607 15
608 15
609 15
610 15
611 15
612 15
613 15
614 15
615 15
616 15
617 15
618 15
619 15
620 15
621 15
622 15
623 15
624 15
625 15
626 15
627 15
628 15
629 15
630 15
631 15
632 15
633 15
634 15
635 15
636 15
637 15
638 15
639 15
640 15
641 15
642 15
643 15
644 15
645 15
646 15
647 15
648 15
649 15
650 15
651 15
652 15
653 15
654 15
655 15
656 15
657 15
658 15
659 15
660 15
661 15
662 15
663 15
664 15
665 15
666 15
667 15
668 15
669 15
670 15
671 15
672 15
673 15
674 15
675 15
676 15
677 15
678 15
679 15
680 15
681 15
682 15
683 15
684 15
685 15
686 15
687 15
688 15
689 15
690 15
691 15
692 15
693 15
694 15
695 15
696 15
697 15
698 15
699 15
700 15
701 15
702 15
703 15
704 15
705 15
706 15
707 15
708 15
709 15
710 15
711 15
712 15
713 15
714 15
715 15
716 15
717 15
718 15
719 15
720 15
721 15
722 15
723 15
724 15
725 15
726 15
727 15
728 15
729 15
730 15
731 15
732 15
733 15
734 15
735 15
736 15
737 15
738 15
739 15
740 15
741 15
742 15
743 15
744 15
745 15
746 15
747 15
748 15
749 15
750 15
751 15
752 15
753 15
754 15
755 15
756 15
757 15
758 15
759 15
760 15
761 15
762 15
763 15
764 15
765 15
766 15
767 15
768 15
769 15
770 15
771 15
772 15
773 15
774 15
775 15
776 15
777 15
778 15
779 15
780 15
781 15
782 15
783 15
784 15
785 15
786 15
787 15
788 15
789 15
790 15
791 15
792 15
793 15
794 15
795 15
796 15
797 15
798 15
799 15
800 15
801 15
802 15
803 15
804 15
805 15
806 15
807 15
808 15
809 15
810 15
811 15
812 15
813 15
814 15
815 15
816 15
817 15
818 15
819 15
820 15
821 15
822 15
823 15
824 15
825 15
826 15
827 15
828 15
829 15
830 15
831 15
832 15
833 15
834 15
835 15
836 15
837 15
838 15
839 15
840 15
841 15
842 15
843 15
844 15
845 15
846 15
847 15
848 15
849 15
850 15
851 15
852 15
853 15
854 15
855 15
856 15
857 15
858 15
859 15
860 15
861 15
862 15
863 15
864 15
865 15
866 15
867 15
868 15
869 15
870 15
871 15
872 15
873 15
874 15
875 15
876 15
877 15
878 15
879 15
880 15
881 15
882 15
883 15
884 15
885 15
886 15
887 15
888 15
889 15
890 15
891 15
892 15
893 15
894 15
895 15
896 15
897 15
898 15
899 15
900 15
901 15
902 15
903 15
904 15
905 15
906 15

市民福祉手当

本市が、独自に設けている「市民福祉手当」のうち、重度心身障害者手当の五十五年度分受給申請を、ただいま受付けています。該当する方は十月中に申請してください。なお、この手当は毎年申請しないと支給されませんので、昨年申請した方もあるらため申請してください。

◆支給の対象者
今年十月一日現在で市内に一年以上居住し、次のいずれかに該当する二十歳以上の人

重度心身障害者手当

(1) 身体障害者手帳一級か二級をお持ちの人
(2) 公的機関で判定された知能指数が五十以下の人
(3) 心身の障害の程度が前各号

◆申請をする人
の支給を受けている人
(1) 福祉施設に入所している人
(2) 福祉手当(月額八千円)の支給を受けている人
◆申請できる人
本人または、その人を介護している人

◆申請書
通(前年も申請された人は不要)
市児童家庭課と各支所に準備してあります。必要事項を記入して提出してください。

◆手当の額
十月三十一日(金)
一人につき年額一万二千円。
十月中に申請されると十二月に手当が受けられます。

◆申請先および問合せ先
この手当についてわからないことは、市児童家庭課(②一一一内線五六九)または福島事務所谷山分室(②一一一内線一二七)へ

◆請求できない人
この手当は、次の方には支給されませんのでご注意ください
(1) 重度心身障害児、寝たきり老人手当などの市民福祉手当

◆申請に必要なもの
(1) 印かん
(2) 身体障害者手帳および療育手帳
(3) 家族全員の住民票の写し

◆申請期限
本年も申請された人は不要
市児童家庭課と各支所に準備してあります。必要事項を記入して提出してください。

◆申請書
通(前年も申請された人は不要)
市児童家庭課と各支所に準備してあります。必要事項を記入して提出してください。

◆申請先および問合せ先
この手当についてわからないことは、市児童家庭課(②一一一内線五六九)または福島事務所谷山分室(②一一一内線一二七)へ

市県民税〔第3期〕
国民健康保険税〔第4期〕
保険委員(納付組合長)が各家庭を訪問しますので、お納めください。
納期は
10月31日まで

今月の相談窓口

市民相談室
無料法律相談・毎週火、金曜日
13時~16時 受付け抽選12時
定員10名(10日(金)祭日は休み)
無料税務登記相談・9日13時~16時
無料建築相談・16日13時~16時
サラ金相談・毎週金曜日9時~16時

谷山支所相談係
無料法律相談・16日13時~16時
無料税務相談・15日10時~16時
無料登記相談・13日13時~16時
問合せ先 市民相談室 ②1111

市民のひろば-MBC- 8時放送
橋口五葉生誕百年記念展
自然遊歩道を歩く
市長と語る
市政の窓-KTS- 週2回放送
土曜日 13時55分~14時00分
日曜日 16時25分~16時30分

市政の動きをテレビで



9月9日「救急の日」にちなみ、鹿児島商工会議所の石井真一副会頭が市消防局の一日救急隊長に任命されました。辞令交付の後、救急指令台や救急車の設備を見学し、救急隊員たちを激励しました。

フォトニュース



楽しさいっぱい 笑顔がいっぱい

勤労婦人センター
後期講座生の募集

後期講座

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決定します。

受講期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

受講者多数の場合は抽選で決

定します。

受講の資格 その他の受講の資格などについては、後期講座と同じ。

別表(1) 後期講座 別表(2)のとおり

講座の内容 学習期間は十月下旬~十一月下旬(回数は五回)のとおりです。

受講料 無料ですが、材料費は自己負担となっています。
その他 託児は満二歳以上六歳未満の子どももと小学一~二年生(ただし夜間は行いません)受講は一人一講座。ただし、後期講座と短期講座、勤労婦人の生活講座は両方申し込めます。

